県立高校に通う生徒の保護者の皆様へ

生活困窮世帯の

高校等の授業料を減免します！

別　紙　２

～就学支援金の対象とならない、授業料を納付することとなった世帯の授業料減免制度～

対象について

　〇**生活困窮世帯とは・・・**

　　県立高校に在学する保護者等で、就学支援金の支給を受けていない者のうち、学納金を納付することが困難となった者

　　※収入の目安：４人世帯で425～360万円未満程度

（お住まいの地域によって異なります。）

　〇**授業料納付対象は？**

　　・所得制限によって就学支援金の支給対象外となっている者

・就学支援金の支給が満了している者

申込について

　　●保護者の方が、生徒が通学する学校の事務室へ申し込みをしてください。

　　　直近３か月の収入状況の分かる書類を御用意ください。

※令和４年度授業料を納めていた世帯が対象です。それ以外は**高等学校等就学支援金の対象となる可能性がありますので、別途高等学校等就学支援金の申し込み**をしてください。

問い合わせ先　　**在学する学校の事務室**にお問い合わせください